

四万十町プレミアム付商品券事業に係る特定事業者募集要項

1 事業の目的及び趣旨

町では、令和元年 10 月 1 日に実施される消費税及び地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的にプレミアム付商品券事業を実施します。

本要項は、プレミアム付商品券を使用して商品やサービス等を購入できる店舗等（以下「特定事業者」といいます。）の募集及びプレミアム商品券を使用した取引（以下「特定取引」といいます。）に関して定めるものです。

2 事業の概要

- (1) 商品券の名称 四万十町プレミアム付商品券
- (2) 発行者 四万十町
- (3) 発行想定額 総額 142,500,000 円分（対象者 5,700 人）
- (4) 販売価格 1 冊 4,000 円
- (5) 販売想定数量 28,500 冊（1 人最大 5 冊×5,700 人）
- (6) 券面額等 500 円の券 10 枚で 1 冊
- (7) 利用方法 あらかじめ本商品券の取扱店として登録された店舗等が取扱う商品の購入・サービス提供の対価として利用
- (8) 利用期間 令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 29 日（土）

3 割引率

20%（(例) 4,000 円で 5,000 円分の商品券を購入）

4 商品券の有効期間

令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 29 日（土）

有効期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できません。

5 商品券の利用範囲

次に示す内容については、商品券の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定されるもの
- (5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- (6) その他、町が適当でないとしたもの

注意事項

①商品券の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないこと（つり銭は支払わないこと。）

②商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、町はその責任を負いません。

6 特定事業者の参加資格

(1) 資格要件

①四万十町内に店舗や事業所等を有する事業者

②本実施要項を遵守する事業者

(2) 対象外事業者

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行う事業者

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

7 取扱店の登録

(1) 受付期間

①第1次募集 令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）

*この期間に申し込み、登録された特定事業者は、プレミアム付商品券の対象者に送付するチラシ（予定）に掲載します。

②第2次募集 継続的に募集し、随時、登録します。

*チラシに掲載されない場合があります。

(2) 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

(3) 申込方法

①四万十町商工会会員

四万十町商工会に「特定事業者登録申込書」を提出してください。

②四万十町商工会の会員以外

四万十町にぎわい創出課プレミアム付商品券担当又は大正地域振興局、十和地域振興局及び興津出張所に「特定事業者登録申込書」を郵送又は持参により提出してください。

*町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。

(4) 特定事業者の登録

登録された特定事業者に対しては、「特定事業者登録証明書」を交付します。

(5) 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

8 商品券の換金

商品券の換金方法等については、登録を受けた特定事業者に対して、別途お知らせします。

9 特定事業者の遵守事項

- (1) 町から登録を受けた特定事業者であることを明確にするため、町が配布する店頭表示物を分かりやすい場所に必ず掲示してください。
- (2) 商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受取を拒否するとともに、速やかに役場にぎわい創出課に連絡してください。
- (3) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないでください。
- (4) 使用済の商品券を他の特定事業所で使用しないでください。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないでください。
- (6) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。
- (7) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

10 特定事業者の登録の取消し等

本要項に反する行為を行った場合は、特定事業者の登録を取消し、その旨を公表するものとします。また違反行為により町が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

11 個人情報の取扱い

- (1) 特定事業者の登録に係る個人情報等については、町が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため使用します。
- (2) 本事業を委託する場合にあたっては、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用しません。

12 問合せ先

特定事業者の登録及び本事業の全般に関する問合せは、四万十町にぎわい創出課で受け付けます。